

移住・定住

MINAMIAWAJI



2025
HYOGO

みなみあわじで育む

みなみあわじで活躍する

みなみあわじで住まう



HELLO

南あわじ市 です

日本のまんなか、そして瀬戸内海最大の島、兵庫県「淡路島」。
南あわじ市は約43,000人が暮らし、島の南端に位置しています。
潮風が心地よい西から南まで続く海岸線、のどかな田園風景、
ここにしかないゆったりとした時間が流れています。



Mountain



Island



Field



Ocean



1 車

があればどこにでも行けます。



2 自身の
仕事

スタイルを考えてみましょう。



3 住みたい
地域

ができれば、足を運んでみてください。



4 2 地域居住

も1つの方法ですよ。

人が人を呼ぶ、みなみあわじ

Table of contents

01 みなみあわじで 育む

出会い	縁結び事業	P.1
結婚	結婚新生活支援事業 新婚世帯家賃補助事業	P.2 P.2
きずな・つながり	多世代同居・近居支援事業 ふるさと同窓会応援事業	P.3 P.4
出産	母子手帳アプリ（ゆめるんアプリ） 出産支援事業 妊婦支援給付金（1回目、2回目） 産後ケア事業 出産祝金事業 チャイルドシート等購入助成事業 不妊治療費助成金 産婦健康診査費助成事業	P.6 P.6 P.6 P.7 P.7 P.8 P.8 P.8
子育て	子育て支援ハンドブック 子育て学習・支援センター（ゆめるんセンター） 児童手当事業 入学祝金事業 子育て応援優待カード（ゆめるんカード） 乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業	P.9 P.9 P.10 P.10 P.11 P.11
教育	まなび資金利子補給金事業 離島留学制度 美味しい学校給食 学ぶ楽しさ日本一	P.12 P.12 P.13 P.14

02 みなみあわじで 活躍する

企業・起業	南あわじ市企業等誘致条例	P.15
	オフィス立地促進賃料補助事業（兵庫県との共同事業）	P.16
	移住支援事業（兵庫県との共同事業）	P.17
	古民家等再生促進支援事業（兵庫県との共同事業）	P.18
	ひょうごイノベーション拠点開設支援事業（兵庫県との共同事業）	P.19
	起業等及び空き家等活用支援事業	P.20
がんばる若者	若者ふるさと応援便事業	P.21
	奨学金等返済支援事業	P.22
経営	商工業制度資金利子補給事業	P.24
就業	水産業就業体験事業	P.25
	経営体育成総合支援事業（親方制度）	P.25
	漁業新規就業相談窓口	P.25
	雇用就農制度（親方制度）	P.26
	就農相談会	P.26
	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	P.26
	保育士確保対策事業	P.28
	介護・看護職員確保対策事業	P.28

03 みなみあわじで 住まう

家	マイホーム取得事業	P.30
	定住促進空き家活用支援事業	P.31
	住まいの耐震改修促進事業	P.32
	空き家バンク制度	P.32
	空き家確保支援事業	P.33
	移住支援事業	P.34
通勤・通学	通勤・通学者交通費助成事業	P.35

みなみあわじで

育む



出会い

縁結び事業

ふるさと創生課（0799-43-5205）



独身者の結婚促進をはじめ、多様な人が交流できる出会いの場を創出します。

◆実施事業

- ・交流等促進事業：若者を中心とした市内外の様々な人が集う場を創出し多様な交流やつながりを推進します。
- ・結婚促進事業：独身者の結婚促進を目的とした取り組みを行っています。



南あわじ市公式LINE



イベントなどの最新情報を発信します。

ぜひ、お友達登録を！

※ご登録の際は、「イベント情報」「婚活」に受信設定をお願いします。

結婚

結婚新生活支援事業 ふるさと創生課 (0799-43-5205)



新婚世帯が新生活をスタートする際の住宅取得費、住宅賃借費（敷金、礼金、仲介手数料）、引越し費用の一部を補助します。

- ◆対象者 以下の全てに該当する方
 - ・年度内に婚姻届を受理された新婚世帯
 - ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
 - ・新婚世帯の総所得額が500万円未満の世帯
- ◆補助額 夫婦ともに29歳以下の場合：上限60万円
その他の場合：上限30万円

新婚世帯家賃補助事業 ふるさと創生課 (0799-43-5205)



新婚世帯が市内の民間賃貸住宅に居住する場合に家賃の一部を補助します。

- ◆対象者 以下の全てに該当する方
 - ・婚姻または県・市が規定するパートナーシップの届出日より4年以内である
 - ・市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること
- ◆補助額 家賃5万円以上の世帯 月額1万円
家賃3万円以上5万円未満の世帯 月額5千円
- ◆交付期間 最大3年間



happy wedding 

きずな・つながり

多世代同居・近居支援事業 ふるさと創生課（0799-43-5205）



多世代の家族が同居や近居をする際の住宅の取得やリフォーム費用の一部を補助します。
※近居とは、同一単位自治会区域内でそれぞれの住宅に居住することをいいます。

◆対象者 以下の全てに該当し、下表のいずれかに該当する方

- ・取得又はリフォーム等を行う所有（予定）者
- ・自治会に加入している又は加入する意思がある方
- ・3年以上近居や同居を続ける意思がある方
- ・18歳未満の方を除くすべての方の所得合計額の平均が、300万円以下

既に多世代で同居をしており、申請日から遡って過去1年以内に世帯員が1以上増加し、多世代家族で引き続き同居又は近居を予定している。

既に多世代家族で近居をしており、申請日の属する年度内に新たに同居又は近居（申請日において、一方または両方の家族が賃貸住宅に居住しており、かつ、申請日から遡って過去1年以内に世帯員が1以上増加していること）を予定している。

同一単位自治会の区域内で多世代近居をしておらず、同居も行っていない多世代家族が、申請年度の属する年度内に、同居又は近居を予定している。

◆対象住宅

自己の居住用であり、下記のいずれかに該当する住宅

- ・新たに建築する住宅
- ・2親等内の親族以外の者から購入する住宅（建売・中古）
- ・増築・改築・リフォーム工事を行う住宅

申請日より前に、新築又は購入による所有権保存（移転）登記を行っていない住宅

◆対象費用

住宅の新築・購入・増改築・リフォーム工事に要した費用

※敷地造成、外構工事、倉庫の設置費用、DIY費用等は対象外

◆補助額・補助率 上限100万円（補助率1/3）





ふるさと同窓会応援事業 ふるさと創生課（0799-43-5251）



南あわじ市出身者が地元とのつながりを持ち続けられるよう、同窓会の開催費用の一部を補助します。補助額は、1団体あたり上限6万円。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- ・市内の同じ小・中・高校・大学の卒業生同士が開催
- ・市内の飲食店などで開催
- ・出席者が10人以上で、うち市外に住所を有する方が4人以上（来賓は除く）
- ・出席者の年齢が令和7年4月1日時点で18歳以上
- ・アンケート回答・パンフレット配布の協力

◆対象経費

食事代（飲物代は対象外）、案内文書の印刷・送付代、記念写真代など

◆補助までの流れ

市役所に申請（開催日の14日前までに提出）→市役所にて交付の可否を決定

Family

▶▶ 出産

childbirth



母子手帳アプリ（ゆめるんアプリ） 健康課（0799-43-5218）



ゆめるんアプリは、地域の育児情報を入手することができるほか、紙の母子手帳と合わせて活用することで、複雑な予防接種のスケジュール管理や子どもの成長記録を残すことができる子育て支援アプリです。



出産支援事業 健康課（0799-43-5218）



島外の医療機関で妊婦健康診査を受け出産する方に対し、通院にかかる費用の一部を助成します。

- ◆対象者 市内に住所を有し、以下の全てに該当する方
 - ・南あわじ市の妊婦健康診査費助成券を申請している方
 - ・島外の医療機関で妊婦健康診査を受け、同一の医療機関(※)で出産した方※合理的な理由があり、医療機関を変更した場合は対象。
- ◆助成額
 - 島外の医療機関への通院1回につき2,500円（ただし妊婦健康診査14回及び出産1回を限度）
 - ※妊婦健康診査は、妊婦健康診査助成を受けた通院に限る
 - ※出産時、救急車を利用した場合は通院回数に含まない

妊婦支援給付金（1回目、2回目） 健康課（0799-43-5218）

- ◆対象者
 - 申請時点で南あわじ市に住民票があり、妊婦給付認定を受けた方
- ◆給付額
 - 妊婦支援給付金（1回目） 妊婦給付認定後、5万円
 - 妊婦支援給付金（2回目） 胎児の数の届出後、妊娠している子どもの人数×5万円





Baby

産後ケア事業

健康課 (0799-43-5218)



安心して子育てができるよう産後のお母さんや赤ちゃんに対して助産師などが心身のケアや育児のサポートを行います。

◆対象者

市内に住所がある産後1年以内（誕生日の前日まで）のお母さんと赤ちゃん。
※ただし、医療行為が必要な方や、お母さんのみ、または赤ちゃんのみの利用はできません。

◆ケアの内容

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせ、助産師等から次のサービスが受けられます。

- ・お母さんの心身の健康管理と生活面の相談・指導
- ・授乳のためのケア（乳房ケアを含む）
- ・沐浴や授乳等育児に関する相談・指導
- ・赤ちゃんの発育や発達に関する相談
- ・お母さんの休息の支援 等

出産祝金事業

子育てゆめるん課 (0799-43-5219)



お子さんの誕生に出産祝金を支給します。

- ◆対象者 市内に住所を有し、お子さんを出産した方
- ◆支給額 1子につき10万円





チャイルドシート等購入助成事業

社会福祉協議会（0799-44-3007）



子どものためのチャイルドシート、ベビーカーまたはジュニアシートのいずれか一点の購入費の一部を助成します。

◆対象者 市内に在住する6歳未満の乳幼児を養育する保護者

◆助成額 上限5,000円

※乳幼児1人につき1回限り

※購入後6ヶ月以内までの申請が可能

不妊治療費助成金

健康課（0799-43-5218）



保険適用外となった特定不妊治療（体外受精、顕微授精等）と男性不妊治療を助成します。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- ・婚姻している夫婦（事実婚含む）で治療期間・申請日に市内に居住
- ・助成回数が通算3回以内
- ・県助成以外の他の地方公共団体から助成金を受けていない
- ・市税を滞納していない

◆助成額

上限20万円（採卵なし、採卵したが状態不良等の場合は上限10万円）、男性不妊治療を行った場合は上限20万円

産婦健康診査費助成事業

健康課（0799-43-5218）



出産後間もない産婦に対し、産婦健康診査に使った費用を助成します。

◆対象者

産婦健康診査の受診日及び助成申請日において市内に住所がある産婦

◆助成額

出産後8週未満に受診した産婦健康診査に使った費用とし、産婦一人につき2回まで、1回5,000円を上限とします。

子育て支援ハンドブック

子育てゆめるん課 (0799-43-5219)



南あわじ市の子育てに関する情報・サービス・問い合わせ先をまとめた便利な1冊。

「妊娠がわかったら」「赤ちゃんが生まれたら」「乳幼児の子育て支援」などのライフステージに応じた助成制度や支援サービスを分かりやすくまとめています。



子育て学習・支援センター（ゆめるんセンター）

子育て学習・支援センター (0799-42-7703)

子育てゆめるん課 (0799-43-5219)



子育て学習・支援センターは、子育て親子が気軽に遊びに来ることができる施設です。子育て中の親子同士の交流や子育ての情報提供、季節行事などさまざまな取り組みをしています。

子育てについての不安や悩みも、子育て支援コンシェルジュやスタッフに気軽に相談することができ、安心して、心豊かに子育てが楽しめるようお手伝いします。

※子育て支援コンシェルジュとは

子育ての悩みや困りごとなどについて、相談に応じながら一人ひとりに合わせた子育てサービスの情報をご提供させていただく専門スタッフです。市役所（子育てゆめるん課）と子育て学習・支援センターに常駐しています。



Kids



児童手当事業

子育てゆめるん課（0799-43-5219）



お子さんが、高校を卒業されるまでの間、保護者の方に児童手当が支給されます。

対象区分	支給額
3歳未満（第1子・第2子）	月額15,000円
3歳～18歳年度末まで（第1子・第2子）	月額10,000円
0歳～18歳年度末まで（第3子以降）	月額30,000円

※所得制限はございません。

入学祝金事業

学校教育課（0799-43-5231）



小学校等入学時に入学祝金を支給します。

- ◆対象者 小学校・特別支援学校に入学する
児童の保護者の方
- ◆支給額 児童1人につき1万円

Children



子育て応援優待カード (ゆめるんカード)



子育てゆめるん課 (0799-43-5219)

18歳未満の子育て家庭に「ゆめるんカード」を発行します。市内協賛店にカードを提示すると、様々な特典を受けることができます。

- ◆対象者 市内に住所を有し、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを1人以上養育している保護者
※出生届提出時及び転入時に申請
- ◆特典 ポイント加算、景品プレゼントなど



目印は店頭の
ステッカー

乳幼児等医療費助成事業 こども医療費助成事業

長寿・保険課 (0799-43-5257)



乳幼児等医療費
助成事業



こども医療費
助成事業

保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成します。

- ◆対象者 健康保険に加入している0歳から18歳到達後最初の3月31日まで
- ◆助成対象 保険診療にかかる医療費の自己負担額
※保険診療以外の医療費等(予防接種や診断書料、入院時の食事代など)は助成対象外
- ◆所得制限 保護者(父母等)の市民税所得割税額の合計額が23万5千円未満
※住宅借入金等特別控除および寄附金特別控除の税額控除前



まなび資金利子補給金事業 学校教育課 (0799-43-5231)



市内の金融機関等から借り入れた教育資金の利子の一部を補給します。

- ◆対象者
 - ・大学（短大を含む）・大学院・専修学校(専門課程)・高専
 - 4年生以上で教育を受ける方(存学生含む)の保護者で、市内の金融機関等から教育資金に係る融資を受け、返済している方
 - ・南あわじ市内に住所を有し、3年以上市内に在住する方
 - ・世帯の総所得金額が771万円以下で、市税の滞納がない方
- ◆対象期間 学校の正規の就学期間の終了まで
- ◆融資限度 学生1人につき300万円以内
- ◆補給額 上限3万円/年

離島留学制度

学校教育課 (0799-43-5231)



南あわじ市の南部に位置する「沼島」では、離島ならではの自然・文化・歴史を生かした、小規模ならではのきめ細やかな特色ある小中一貫教育を行っています。淡路島外から沼島又は南あわじ市内に移住して通学する、親子型の離島留学生者を随時受け入れしており、様々な離島留学体験メニューの提供のほか、移住にかかる経費や通学費用の助成を行っています。

◆実施校及び募集定員

- ①南あわじ市立沼島小学校（1～6年各学年の若干名）
- ②南あわじ市立沼島中学校（1～3年各学年の若干名）

◆離島留学体験メニュー

学校見学＆授業体験（給食あり）、島内散策、歴史講和など
※事前予約が必要です。

◆通学助成 沼島島外（南あわじ市内）から通学する場合

① 沼島汽船乗船料補助

- ・小学校：通学日数×灘土生港から沼島港までの往復船賃の額
- ・中学校：原則6か月定期券×2回分の金額

②通学バス

福良地区公民館前から沼島汽船土生港のりば前までの通学バスを、登下校1便ずつ（片道約30分）運行しています（無料）。

School meal is delicious

学校給食では
毎日「淡路島牛乳」が
出るよ



food and nutritional
education



美味しい学校給食

学校教育課 (0799-43-5231)



南あわじ市内の小中学校では、年間を通して美味しいもので溢れている地域だからこそできる、特色ある「食育」に取り組んでいます。

子どもたちが、地元の食材を食べることを通して、食への関心や感謝の気持ちを持ち、地域への理解を深められるよう、地場食材のメニューなどを積極的に取り入れながら、美味しく食を学んでいます。

移住された児童生徒や保護者の方からも「学校給食が美味しい」と好評をいただいています。

◆サクラマスフライ



◆サワラのチリソース



◆ハモの天ぷら



◆たこぺったん



◆鯛の味噌マヨネーズ



◆淡路島牛丼



◆淡路ビーフシチュー



school
happy
children
education

Number one



学ぶ楽しさ日本一

学校教育課 (0799-43-5231)

スポーツ青少年課 (0799-43-5234)



南あわじ市の子どもたちが「在りたい自分」「在りたい未来」を実現するために、気づきや協働、表現する経験を通して「学ぶ楽しさ」を発見し、さらに主体的な「学ぶ楽しさ」への発展、深化を目指します。

◆7つの学ぶ楽しさ

1. 新たな気づきや学びを得る楽しさ
2. 困難なことにもチャレンジする楽しさ
3. 考え工夫し、想像する楽しさ
4. 仲間と協働し、やり遂げる楽しさ
5. 思いや考えを表現する楽しさ
6. 本物に触れる楽しさ
7. ふるさとを知り、ふるさとに関わる楽しさ

◆主要事業

(1) ふるさと創造学習

世界に誇る「淡路人形浄瑠璃」などの地域の伝統芸能や産業を題材に児童生徒の資質能力を高め、主体的な学びを深める社会に開かれた教育を推進しています。

(2) スクールイノベーション (旧コアカリキュラム)

学力向上、ICT教育、特別支援教育の推進、いじめ・不登校問題への対応など、学校が抱える様々な課題に対し、各校が独自の切り口で主体的に課題解決を図り、「学ぶ楽しさ」を追求する授業や行事、取組等を展開することで特色ある学校づくりを推進するとともに、教育DXを通じて授業改革、校務改革を図ります。

(3) 防災教育

児童生徒の主体性を育む防災ジュニアリーダーの養成を通して、「人としての生き方・あり方を考える」防災教育を進めています。また、将来に渡って安全・安心なまちづくりに貢献しようとする意欲を高めます。

(4) 夢プロジェクト

著名なスポーツ選手や文化人等による講演会を開催するなど、スポーツや文化の魅力や楽しさ、努力する大切さを学ぶ機会を提供しています。

(5) アフタースクール

学童保育と放課後子ども教室を融合し、遊びを通じた文化、スポーツなど多種多様な体験プログラムを提供しています。



みなみあわじで

活躍する

▶ 企業・起業

南あわじ市企業等誘致条例 資産活用推進室（0799-43-5261）



市内において企業等を新設又は拡張することに対し、優遇措置を用意しています。

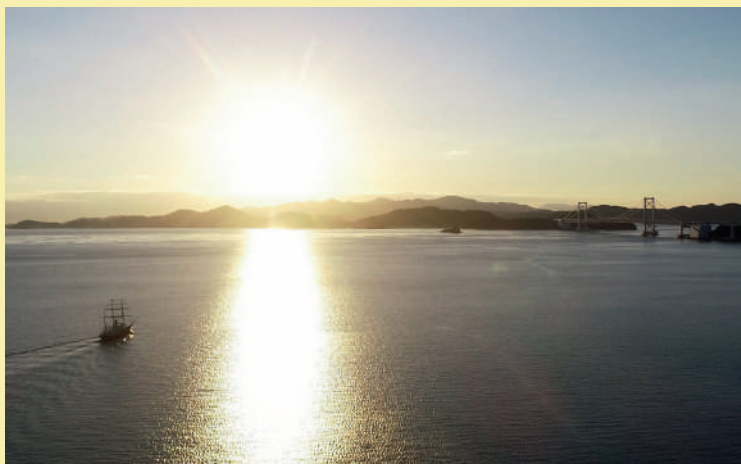
◆対象者

事業所やオフィスの新設又は拡張において、次のいずれかに該当する事業者。

- ・ 設備投資額 1 億円以上（新設の場合、新たに購入した土地含む）
- ・ 常用従業員 10 人以上

◆優遇措置

- ・ 固定資産税の課税免除（新設：5 年間、既存施設：3 年間）
- ・ 新規常用雇用従業者奨励金の交付
市内在住者を新規常用従業者として雇用した場合、雇用後
1 年経過で 10 万円/人を交付



オフィス立地促進賃料補助事業 資産活用推進室（0799-43-5261）

県HP



本市に在するオフィスビル等で新たに事業を実施する際の賃料の一部を補助します。

◆対象者 以下の全てに該当する事業主

- ・市内のオフィスビル等に賃貸借により入居する
- ・「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」に規定する「立地促進事業等」を行う
- ・申請日において、新規従業員が10人（中小企業5人）以上いる
- ・兵庫県の同事業において交付決定を受けている

◆補助までの流れ

兵庫県事業

市役所に申請→市役所から県に通知→県にて交付の可否を決定→対象者へ通知

市事業

県事業の交付決定後、市役所に申請→市にて交付決定→対象者へ通知

◆補助額 上限300万円（3年間）
（月額750円/㎡ 上限100万円/年）



移住支援事業

ふるさと創生課（0799-43-5205）

県HP



市HP



東京23区又は東京圏に在住していた方が就業又は起業により南あわじ市に移住した場合に兵庫県と協調して移住支援金を支給します。

◆対象者 以下の全てに該当し、下表のいずれかに該当する就職又は起業をしている方

- ・住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区内へ通勤していた方
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区内へ通勤していた方

※ほかにも要件があります。

区分	対象要件
移住支援金対象企業に就職した方	「ひょうごで働こう!マッチングサイト」に掲載され、「移住支援金対象」と表示のある求人への就業
起業した方	申請日前1年以内に県が実施する「ふるさと起業・移転促進事業（東京23区枠）」の交付決定を受けた起業
プロフェッショナル人材事業等を活用して就職した方	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用した就業
テレワーカー	自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで実施する場合
関係人口（市や地域の方々と関わりを有する方）	次のいずれかに該当すること ア 過去5年以内に2回以上、南あわじ市へのふるさと納税をしていること。 イ 過去に南あわじ市の住民基本台帳に記録されていたこと。 ウ 市内において農林水産業、伝統芸能及び地場産業（淡路人形浄瑠璃、淡路瓦、淡路手延べ素麺など）、介護士又は看護師、保育士、淡路島観光協会に所属する施設、運輸業又は運送業の運転手、家業（親元等の農業経営、店舗、町工場など）に従事する者



◆補助までの流れ

市役所に申請→市にて交付の可否を決定
→対象者へ通知

◆補助額

単身：60万円

世帯：100万円

※18歳未満の世帯員を帯同した場合、
1人につき30万円加算



兵庫県との共同事業

古民家等再生促進支援事業 都市政策課（0799-43-5227）

県HP



古民家（築50年以上で伝統的構法等の要件あり）を地域交流拠点等として再生・活用する際の改修費用の一部を補助します。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- ・地域交流施設等として活用するために古民家等を改修する方
- ・兵庫県の同事業において交付決定を受けた方

◆補助までの流れ

兵庫県事業

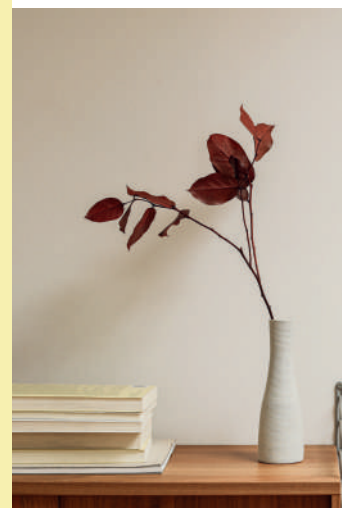
市役所に申請→市役所から県に通知→県にて交付の可否を決定
→対象者へ通知

市事業

県事業の交付決定後、市役所に申請→市にて交付決定
→対象者へ通知

◆補助額

古民家	上限 500万円
歴史的建築物	上限1,000万円





市HP



県HP



兵庫県との共同事業

ひょうごイノベーション拠点開設支援事業

商工観光課（0799-43-5221）

革新的なアイデアと高度IT技術を活用した事業所の開設時に要する費用の一部を補助します。

◆対象者 兵庫県の同事業において交付決定を受けた方

◆補助までの流れ

兵庫県事業

市役所に申請→市役所から県に通知→県にて交付の可否を決定→対象者へ通知

市事業

県事業の交付決定後、市役所に申請→市にて交付決定→対象者へ通知

◆補助額・補助率

イノベーション拠点開設支援事業

上限135万円＋人件費

※人件費以外の補助対象経費は補助率1/4

※空き家による加算額：上限50万円



起業等及び空き家等活用支援事業

商工観光課（0799-43-5221）



本市での起業、移転及び第二創業等に係る経費（外装・内装・設備工事費、備品購入費、宣伝広告費など）の一部を補助します。また、事業所として空き家を活用する際には空き家の購入費についても一部を補助します。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- ・市内に居住し、かつ、市内で起業等している方（予定を含む）
- ・起業する事業の代表者、かつ、実質的な経営者である方
- ・南あわじ市商工会が開催する起業セミナー等を受講し、推薦を受けた方（予定を含む）

◆補助額・補助率

〔基本補助金〕 上限150万円（補助率1/2）

〔加算奨励金〕

- | | |
|------------|-----------------------|
| ①女性による起業 | 30万円 |
| ②移住者による起業 | 30万円（2人以上の世帯等の場合50万円） |
| ③離島・辺地での起業 | 20万円 |
| ④空き家等取得費 | 上限100万円（補助率1/3） |

▶ がんばる若者

若者ふるさと応援便事業

ふるさと創生課（0799-43-5251）

ふるさとを離れ、将来の夢に向かって頑張る南あわじ市出身の若者へ、本市とのつながりや郷土愛を深める特産品のお届けにより応援します。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- ・ 令和7年4月1日時点で年齢が18歳～21歳の方（平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの方）
- ・ 申請日時点で、住民票の異動の有無に関わらず、日本国内かつ淡路島外に居住している方
- ・ 出生から高校卒業までの間に、南あわじ市（旧4町含む）に住民登録があった方
- ・ 本市に帰省先があり、当該所在地に血縁関係者（直系親族又は3親等以内の傍系親族）の住民登録がある方

◆補助までの流れ

市役所に申請→市役所から5,000円分のポイントを付与（友だち・知人の紹介でさらに3,000円分のポイントを付与）→南あわじ市特産物通販サイト「南あわじマルシェ」で好きな特産品を選択

◆申請期限

令和8年1月31日

CONNECTION





奨学金等返済支援事業

ふるさと創生課 (0799-43-5205)



市内に居住し、奨学金又は貸付金（以下「奨学金等」という。）を返済しながら働く、がんばる若者等に対し、高校・大学等の在学中に貸与を受けた奨学金等の返済額の一部を補助します。

◆対象者

- ・ 40歳未満である（基準日：交付申請年度の3月31日）
- ・ 就労している（正規・非正規は問わない。また、起業者、就農者等を含む。）
- ・ 交付申請日及び実績報告日において市の住民基本台帳に記載があり、居住している
- ・ 対象世帯の構成員の所得の合計をその構成員数で割った額が300万円以下である
- ・ 南あわじ市の市民として3年以上定住する意思がある など

※対象世帯の構成員とは

奨学金等の返済を行う方と同じ世帯である全ての世帯員（対象者が保護者等である場合は、子等を含む。）のうち、交付申請日が属する年の4月1日において年齢が満18歳以上の方をいいます。

※保護者等が貸与を受けた貸付金については別途お問合せください。

◆補助対象

交付申請日が属する年の1月1日から12月末日までに補助対象者が返済した奨学金等の元金、それに係る利子及び保証料等。奨学金と貸付金を借りていた場合は、合算して申請可。

※ 他の制度等により補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた額になります。

※ 市内に居住していない期間は補助対象にはなりません。

◆補助額

上限120万円（上限24万円/年×5年間）

And more

南あわじ市内の企業等が実施する奨学金返済支援を応援しています
(南あわじ市中小企業等奨学金返済支援事業)



南あわじ市では、兵庫県が実施している「中小企業奨学金返済支援事業」「社会福祉法人等奨学金返済支援事業」を活用し、従業員（職員）の奨学金返済を支援する企業や事業所等を応援しています。

Interest will be subsidized for system funds financed by commercial and industrial workers for capital investment, etc.





商工業制度資金利子補給事業 商工観光課（0799-43-5221）

商工業者等が設備投資等で融資を受けた制度資金に対し利子補給します。

◆対象者

- ・市内に住所を有する個人で、市内に事業場を有する方又は新たに設置する方
- ・市内に事業場を有する会社で、融資を受けた日において、対象事業を引き続き1年以上経営している方

◆補給額・補助率

制度資金(2千万円限度)の融資利率の3/4又は年1.5%のいずれか低い方の率



▶▶ 就業

水産業就業体験事業 水産振興課（0799-43-5243）



定置網、吾智網、底曳き漁などの漁業に同行し、南あわじの海で獲れる水産物を知って、伝統漁法を体験する機会を通じ、漁業の魅力や就業へのきっかけづくりを創出します。

◆対象者 南あわじ市への移住、および漁業への就業に関心のある方

※本格的に漁業へ就業を希望される方には、別途就業支援制度もあります。



経営体育成総合支援事業（親方制度） 水産振興課（0799-43-5243）

南あわじ市の親方漁師（指導員）のもとで給与を得ながら研修を積み、1～3年後の独立もしくは水産業への雇用就業を目指す新規就業希望者を支援します。

※市内の各漁業協同組合が窓口となります。

漁業新規就業相談窓口 水産振興課（0799-43-5243）

南あわじでの漁業への就業をお考えの方を対象に、市内の各漁業協同組合とのマッチング等、就業に関する相談にお応えします。

雇用就農制度（親方制度）

農林振興課（0799-43-5223）



南あわじ市で独立就農を目指す就農希望者を対象に、親方農家のもとで給与を得ながら研修を積み、数年後の独立を目指すという仕組みを構築しています。

①就農相談会

農業経営のビジョンを聞き取り、インターンシップ等の計画を立てます。

②インターンシップ

農業への適性や親方との相性を図ります。

③雇用就農（研修）

2～3年程度、親方農家のもとで研修し、農業技術のみならず、地域とのつながりを育みます。

④独立就農

次世代の親方農家になれるよう、経営規模の拡大等を目指します。

就農相談会

農林振興課（0799-43-5223）



南あわじ市での就農を考えている方を対象に、毎月、就農相談会を開催しています。

農業改良普及センター、JAあわじ島、市が一堂に会し、就農に関するあらゆる相談にお応えします。

※事前の申込みが必要です。

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

農林振興課（0799-43-5223）

南あわじ市で次世代の農業を担う農業者となることを志向する新規就農者に対して、経営の確立に資する資金を支給します。

◆対象者 「地域計画」に位置づけられた認定新規就農者（就農時45歳未満）

◆支給額 上限150万円/年（最大3年間）

※「地域計画」とは集落や地域の「人」と「農地」の問題を解決するための未来の設計図で、農業者の話し合いに基づき、地域における農業の将来の在り方などを明確化するもの。





CHILDMINDER
CAREGIVER

保育士確保対策事業

子育てゆめるん課（0799-43-5219）



島外から転入し、市内の保育所等に採用された保育士などを対象に、一時金の支給及び民間賃貸住宅等の借り上げに要する経費の一部を補助します。

〔就労支援一時金〕

- ◆対象者 ①淡路島外からの転入者、または新規学卒者で、保育士として市内の保育所等に採用され、採用日以後引き続いて2年以上勤務をした方、又は、勤務を誓約する方
- ②令和5年4月1日以降に保育士資格を取得し、市内の保育所等に保育士として採用され、採用日以後引き続いて2年以上勤務することを誓約する方
- ③令和6年4月1日以降に採用された潜在保育士（直近1年以内に保育を行う業務に携わっていない方）で採用日以後引き続いて2年以上勤務することを誓約する方

- ◆支給額 ①30万円 ②③10万円

〔家賃補助金〕

- ◆対象者 就労支援一時金①の受給者
- ◆補助額 住宅手当等を除いた家賃月額 $\frac{3}{4}$
上限月額5万円（最大3年間、ひとり親世帯は5年間
< 4年目以降は上限月額3万円 >）



HUMAN
RESOURCES

介護・看護職員確保対策事業

障害福祉事業所：福祉課（0799-43-5216）

介護事業所：長寿・保険課（0799-43-5217）

病院・診療所：健康課（0799-43-5218）



市内の介護事業所や病院等に介護・看護職として就職する方に対して、一時金の支給及び民間賃貸住宅等の借上げに要する経費の一部を補助します。

〔就労支援一時金〕

- ◆対象者 ①淡路島外から転入し、市内の介護事業所や病院等に介護・看護職として就職した方
- ②市内在住で、市内の介護事業所や病院等に介護・看護職として就職した方

- ◆支給額 ①30万円 ②10万円

〔家賃補助〕

- ◆対象者 就労支援一時金の対象者①に該当する方
- ◆補助額 上限月額3万円（最大3年間、ひとり親世帯5年間）
（補助率：住宅手当等を除いた家賃月額の $\frac{1}{2}$ ）

みなみあわじで

住まう

my
home





新築・中古
を
買う

マイホーム取得事業 ふるさと創生課（0799-43-5205）



淡路島外からの南あわじ市への移住に際し、市内でマイホームを取得した方に取得費用の一部を補助します。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- ・転入前3年間に於いて市の住民基本台帳に記載がない
- ・申請日前5年以内に転入
- ・所有権保存登記・所有権移転登記の受付年月日から6月以内の申請
- ・南あわじ市内で住宅を建築又は購入し、その住宅に5年以上住み続ける
- ・その住宅の所有者

◆対象住宅 以下のいずれかに該当する住宅で自己が居住するもの

- (1)新たに建築（建売住宅も含む）
- (2)中古住宅を購入

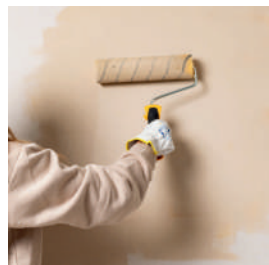
◆補助額・補助率

〔基本補助金〕	新築住宅、建売住宅	上限200万円
	中古住宅	上限100万円
〔加算補助金〕	中学生以下の子ども1人につき	30万円

※基本補助金と加算補助金の合計額と、住宅の取得に要した費用のうち申請者の支払った額の1/3と比較して少ない方の金額が上限です。



REFORM



空き家
を
改修する

定住促進空き家活用支援事業 都市政策課（0799-43-5227）



空き家を住居として改修等する場合、改修費用等の一部を補助します。

- ◆対象者 対象となる空き家を活用し3年以上居住する意思のある方
- ◆対象空き家 自己が居住するために使用するもので売買・賃貸借契約後1年以内の物件

◆補助対象の種類・内容

対象種類	内容
① 改修工事	空き家の機能回復又は設備改善のための工事費（請負工事費）で、30万円以上の工事費が補助対象。
② 家財道具等の処分費用	空き家の利用のために、不要となった家財道具等の撤去、運搬を一般廃棄物処理業者又は委託業者に委託した際の費用。
③ 登記費用	空き家の購入において、所有権その他の権利の異動における不動産登記を司法書士に委託した際に要した費用。登録免許税等の公租公課は対象外。
④ 引越費用	空き家への引越に際し、専門業者に依頼し、これに要した費用。

◆補助金額・補助率

補助内容 \ 補助対象者居住地 及び補助率	淡路島内（南あわじ市、洲本市、淡路市）に在住の者	淡路島外に在住の者	補助率
①改修工事	上限100万円	上限100万円	補助対象経費の3分の1
②家財道具等の処分費用	上限5万円	上限5万円	補助対象経費の3分の1
③登記費用	上限10万円	上限10万円	補助対象経費の10分の10
④引越費用	—	上限10万円	補助対象経費の10分の10
合 計	上限115万円	上限125万円	



南あわじ市では、住宅の耐震化を促進し、地震による住宅の倒壊から生命を守るため、簡易耐震診断及び住宅耐震化促進事業をおこなっています。

◆まずは無料の簡易耐震診断を！ 南あわじ市が診断員を派遣します。

- ・対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に建設された住宅
- ・共同住宅（長屋を含む）も対象

◆住宅耐震化促進事業

- | | |
|---------------|---|
| ① 住宅耐震化計画策定補助 | 上限 20万円補助（耐震改修計画策定費用の2/3） |
| ② 住宅耐震改修工事補助 | 上限 100万円補助（改修工事費用の4/5）
※工事費300万円以上は、上限130万円補助 |
| ③ 部分型耐震化補助 | 上限 50万円補助（改修工事等費用の4/5）
※シェルター型工事補助は、上限100万円（高齢者のみ） |
| ④ 住宅建替補助 | 上限 100万円補助（建替工事費用の4/5） |
| ⑤ 防災ベッド等設置助成 | 定額 25万円補助（防災ベッド等設置費用） |

◆対象住宅

- 簡易耐震診断の要件に加えて、
- ・現在居住されていること
 - ・上記②～⑤については、耐震診断の結果、安全でないと診断されたもの

◆対象者

- ・対象住宅の所有者
- ・南あわじ市民であること
- ・所有者の所得が1,200万円以下
- ・市税を滞納していない方



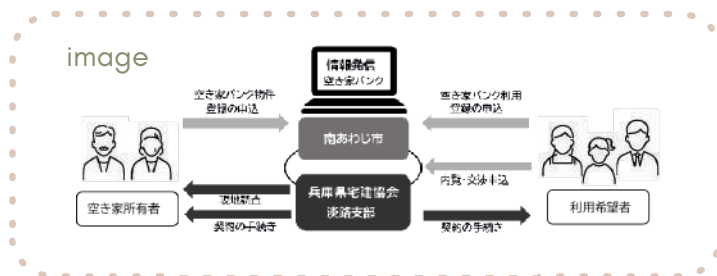
市内にある空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込により登録した空き家情報を、移住、定住等を目的として空き家を利用する希望者に対して、市のホームページ等で情報提供をしています。（一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の仲介による交渉・契約となります。）

◆利用方法

必要書類の提出→登録完了→内覧→交渉申込書の提出→売買（賃貸借）成立

◆必要書類

- ・利用者登録申込書
- ・利用者カード



空き家
掘り起こし

空き家確保支援事業 都市政策課（0799-43-5227）



本市への移住・定住を促進するため、有効資源となる空き家の掘り起こしを行った方や所有する空き家を適正に管理した方等に対し補助金を交付します。

〔掘り起こし補助金（自治会/有資格者）〕

空き家の所有者等に対し、空き家バンク物件登録の奨励等を行った結果、登録に繋がった場合において、補助金を交付。

◆1件につき5万円

〔掘り起こし補助金（宅建事業者）〕

宅地建物取引業者より提供のあった、所有者不明等の理由で利活用に繋がっていない空き家情報を元に、市が空き家バンク登録奨励を行った結果、登録に繋がった場合において、当該情報提供業者に対し補助金を交付。

◆1件につき5万円

〔適正登記補助金〕

所有者に係る登記が整理された空き家を、空き家バンクに登録した所有者に対し、補助金を交付。

◆1件につき3万円

〔適正管理補助金〕

適正登記補助金の交付を受けた所有者が、空き家バンク申請日6か月前から登録後3か月の間に、空き家バンク登録物件に係る庭木の手入れや家財道具の処分を行った場合にかかった費用の一部を補助。

◆1件につき最大7万円、補助率10/10

〔インスペクション補助金〕

空き家バンクの申請日6か月前から登録後3か月の間に、インスペクション（建物状況調査）を実施した空き家の所有者等に対し、当該インスペクションに係る費用の一部を補助。（※県補助金を活用していること）

◆1件につき2万円



淡路島外から移住又はおためし居住し、民間賃貸住宅への居住を始める際の初期費用等の一部を補助します。また、移住者が一定期間定住した場合、移住奨励金を支給します。

- 移住世帯：南あわじ市に住民票を異動する世帯
- おためし居住世帯：南あわじ市に住民票を異動せず、市内に居住する世帯

◆対象者

- ・申請者は学生でない
 - ・世帯全員が転入日（おためし居住世帯は、契約日）直前3年間を継続して島外に住んでおり、市内に居住している
 - ・転入日前後の3ヶ月以内（おためし居住世帯は、申請日前の1ヶ月以内）に世帯員のいずれかが市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結している
 - ・申請者が対象費用を支払っている
 - ・転入日から6ヶ月以内（おためし居住世帯は、契約日から1ヶ月以内）の申請
- <移住世帯のみ>
- ・申請日時点で就業（起業・テレワーク含む）をしている

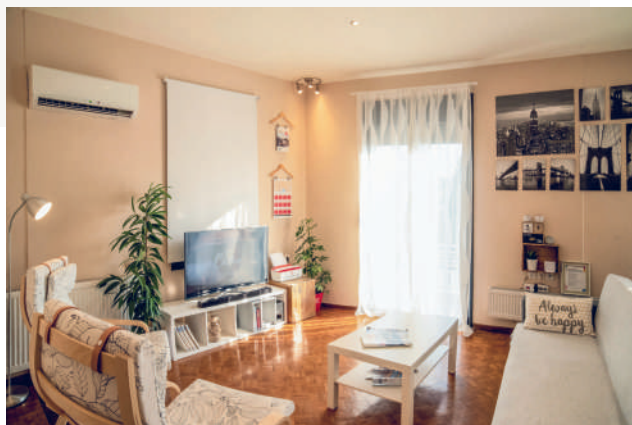
◆対象費用

- | | |
|------------|--|
| (1)初期費用 | 賃貸借契約に要した礼金、仲介手数料 |
| (2)引越費用 | 引越業者又は運送業者に委託し支払った費用 |
| (3)レンタカー費用 | 道路運送法上の許可を受けたレンタカー業者に支払った費用
(保険料、オプション料等を除く。) |

◆補助額

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ・移住世帯 最大50万円（補助率10/10） | ・おためし居住世帯 最大30万円（補助率10/10） |
| 初期費用（上限20万円） | 初期費用（上限20万円） |
| 引越費用（上限5万円） | 引越費用（上限5万円） |
| 移住奨励金 移住1年後：5万円 | 1か月分のレンタカー費用（上限5万円） |
| 移住2年後：20万円 | |

※移住奨励金は、令和7年度中に住民票を移した方が対象になります。



CARFARE



通勤・通学

通勤・通学者交通費助成事業
ふるさと創生課 (0799-43-5205)



高速バス等を利用して、南あわじ市から島外（島内の一部を含む）へ通勤・通学する際の交通費の一部を助成します。

- ◆対象者 市内に在住し、高速バス又は船舶の定期券を購入して通勤・通学する方
- ◆対象区間

島外（高速バス）最寄りの高速バス乗り場から高速舞子又は高速鳴門まで

島外（船舶） 岩屋港から明石港まで

島内（高速バス）最寄りの高速バス乗り場から洲本IC、津名一宮IC又は北淡ICまで

- ◆助成額

島外通勤者	20%（通勤手当分を除く）
島外通学者	30%
島内通学者	20%



CONSULTATION

住みニコ

兵庫県 淡路島、南あわじ市への移住・定住に関する総合サイトです。
空き家バンクの情報や、移住者の声など、さまざまな情報が掲載しています。



公式LINE

日々の暮らしがより便利になるような身近な情報を発信しています。
是非お友達登録をして、最新情報をお受け取りください！



オンライン相談

「南あわじ市での暮らしに興味はあるけど、実際どんなところ？」「直接現地に行けないので、まずは支援情報や雰囲気を知りたい。」などいろいろなことをご相談いただけます。

※事前予約が必要です。



空き家バンク休日相談

毎月1回第3土曜日、南あわじ市役所2階都市政策課で空き家バンク休日相談会を行っています。

※事前予約が必要です。

※実施日は変更する場合があります。

休日移住相談

土曜、日曜、祝日（年末年始は除く）も移住に関するいろいろなことをご相談いただけます。

※お申込み・お問合せ

NPO法人Entrance To Awaji

TEL : 080-3772-6195

Email : c.village126@gmail.com



移住体験プログラム

観光とは違った目線で、南あわじ市を体験していただけます。移住後の具体的な生活のイメージを感じられる移住体験をオーダーメイドでご用意します。

※お申込み・お問合せ

NPO法人Entrance To Awaji

TEL : 080-3772-6195

Email : c.village126@gmail.com



移住者の声



ふくカフェ 左： 榎本 善嗣さん
右： 佐知子さん
出身地：堺市、和歌山市

Interview1 淡路島への転勤をきっかけに移住 カフェをオープン

Q1 移住・開業までの経緯、きっかけ

2011年1月

ホテルの転勤で淡路島へ移住

2011年5月

古民家を使って欲しいと知り合いに持ちかけられ、
古民家に引っ越し
SNSサイトで『カフェオーナーのコミュニティ』を
立ち上げ、佐知子さんと出会う

2011年9月

2人でカフェのオープンに取り組む

2011年12月

ふくカフェオープン

Q2 南あわじ市の魅力・移住してよかったこと

人が優しくて温かいですね。食べ物も美味しいし、
子供を育てたい環境、自分の子供を育てるのに良い
ところだと思いました。

今では、私の両親も移住してきて、一緒に暮らして
います。

周りの人も畑や作業をしていて、その人達からもの
凄く元気を貰えたり、いろんな人がアドバイスをし
てくれたり、人の横の繋がりが濃いついていうのは、
都会ではないなあって思いますね。歩いていても近
所の人が「最近どうしてる〜？」と声をかけてくれ
るので、もの凄く嬉しいですね。

Q3 移住前に不安だったことは？

転勤族だったので、生活に関しては新しい地に住むことには
慣れていたのですが、地域の付き合いが初めてだったので、
どうしたらいいんやろ？と思いました。最近、隣保（近所）
の方に「消防団に入るのも、そろそろやね〜。」と言われて
いて、お店のこともあるので都合がつけばですが、是非参加
させてもらいたいと思っています。あと、虫が多いことくら
いかな。笑

南あわじへの移住考える人へメッセージ

便利じゃないのが“心のゆとり”になるという感じです。大阪
だと、バスや電車があって夜中に飲んでも帰ることが出来る
けど、こちらは電気がないし、場所によっては携帯電波も届
かなかったりして、それなら家で作って食べようかなという
ことで、家での団らんも増えて、時間のゆとりに加えて“心の
ゆとり”が出来ましたね。そういう面でメリットがあると思ひ
ますね。

cafe
open



【店舗情報】ふくカフェ
兵庫県南あわじ市倭文長田224番地
<https://fuku-cafe.net/>



Interview2 起業などの初めての挑戦の場所として 南あわじは可能性があり魅力

HOKAGE 中央：武政 彰吾さん
右：池端 修輝さん
左：堀田 裕亮さん
出身地：東京都八王子市

Q1 移住・開業までの経緯、きっかけ

2019年10月

知り合いもいない、行った事がない場所で起業しよう。
思いつきで淡路島へ。島内を回中で南あわじ市の人と
自然に惹かれて拠点に

2020年7月

焚き火BASE~HOKAGE~をオープン

Q3 移住前に不安だったことは？

池端さん：不安はないと言ったら嘘になります。いろいろ
悩みましたが、決断したら行動あるのみ！で、4か月後には
淡路島に住んでいました（笑）

堀田さん：移住前に勤めていた仕事がとても充実していた
ので、辞めるという決断をするときにやはり不安や葛藤が
ありました。ただ、幼馴染が淡路島に居るという安心感は
とても大きく、移住に向けて背中を押してもらいました。

Q2 南あわじ市の魅力・移住してよかったこと

武政さん：初めはお金も家もなかったため、出会った人に泊ってもらった生活だった。

沢山のの人に支えられながら生かしてもらったことで、地域に愛着が生まれ、
地域活性化にも興味を持つようになった。

今では大切な故郷を感じられる場所になり、淡路島に来たから出会えた大切な人達との日々を楽しんでいる。
起業などの初めての挑戦の場所としての南あわじ市はすごく可能性のある魅力的な地域だと実感している。
そのため、今後も事業を広げ、都会から若者を連れてきて私が感じた面白さや暖かさを広げていきたい。

池端さん：食べ物 genuinely おいしいですね。何でもとにかく美味しい。

これまで食べてきたものとは比較にならないくらい美味しい野菜や魚を、地域のみなさんが惜しげもなく
おすそ分けしてくれるのが本当に嬉しいしありがたいなと感じています。

堀田さん：東京から来たって言う「不便でしょう？」とよく聞かれるけど、本当に不便を感じない毎日なんです。

無理して不便を探してみよう！と思う位（笑）

強いて言うならガソリンスタンドが24時間営業じゃないところかな。

あと、電車がなく車メインなので、外で飲んだりすると不便ですね。

でも、逆に電車に乗らなくていいというのはメリットだと思いますよ。
ストレスがない！健康になれる気がします（笑）

南あわじへの移住を考える人へメッセージ

淡路島って、住んでみたら絶対気に入ると思うんです。

観光ではなくて、1泊2日、2泊3日と、観光では周らないような
淡路島のローカルを味わってほしいですね。

淡路島暮らしを考えている方がいたら、是非連絡ください（笑）

barbecue
site
open



【店舗情報】 焚き火BASE~HOKAGE~
兵庫県南あわじ市阿万吹上町1367番地
https://hokage-takibibase.com/





Interview3 したこともない農業を ゼロからスタート

2525ファーム 中央：迫田瞬さん
出身地：神戸市

Q1 移住・開業までの経緯、きっかけ

大学卒業後

ラーメン屋の店長を務める

2012年6月

南あわじ市に移住し、新規就農者となる

2012年7月

2525ファームを設立

現在は、蜜玉（玉ねぎ）や野菜の生産、販売を行う

Q2 南あわじ市の魅力・移住してよかったこと

「地産地消」が出来てるんじゃないかな、と思いますね。いろいろなものが採れて、“和牛”もあり、“海の幸”もあり、自然も豊かで。子育てがしやすい環境だったりとか、全国的にもいち早く「3歳児以上保育料無料」に取り組んだり、そういうところが魅力なんじゃないかと思いますね。

Q3 移住前に不安だったことは？

知らないところで、したことがない農業をしに来ているので全てが不安でした。農業を仮に少しでもかじったことがあるなら話は別ですけど、ゼロからのスタートなので、話を聞いても分からないことだらけで、先は不安でしかなかったですね。しかし、友人がいろいろな人を紹介して拡げてくれて、人とはすぐ仲良くなるタイプなので、いつの間にか人の中に入っていったという感じで。ターニングポイントは農園をしている師匠と出会ったことです。いろいろな考え方を教わったり、怒られたりしながら、自分の基礎を作っていくことが出来ました。

南あわじへの移住を考える人へメッセージ

特に農業の場合は、地域に溶け込んでいかないといけない部分が大いなので、ふわあ〜とした気持ちでなく、しっかり考えてから来られた方がいいと思います。干渉されたくないから田舎で暮らしたい”と思っているなら、全く逆ですね。僕たちはすごく目立っていますし、そういう所を分かって来られた方がいいと思います。知らない人に、「神戸から来たの？」って声をかけられて、“会ったことがないのに何で知ってるんやろ？”と驚くこともありますね。笑



【店舗情報】2525ファーム

兵庫県南あわじ市神代地頭方1225

<https://2525farm.co.jp/>





まるみ食堂 松谷匡剛さん
出身地：南あわじ市

Interview4 地元を離れる前からいつか戻ってくると考えていた。 コロナ禍もあって、自分の店を開業するためUターンを決意

Q1 Uターン・開業までの経緯、きっかけ

高校卒業後

進学を機に大阪へ

2010年12月

東京へ移住し、イタリアンのお店に就職

2014年、2018年5月～10月

イタリア（ナポリ）へ1年半の修行へ

2021年5月

新型コロナウイルスの感染拡大で、Uターンを決意し
「まるみ 食堂」をオープン
現在は家族で経営

Q2 南あわじ市の魅力

都会に移住してから、ナポリを感じさせる海や豊富な
海の幸など淡路島の魅力に気付きました。
お世話になっている漁港で働く人たちも優しい人たち
ばかりで良いところです。

Q3 Uターン前に不安だったことは？

地元に戻ってくことを淡路島を出る前から考えていました
し、地元ということもあり、半数ぐらいの友達が地元に残って
いるので不安はありませんでした。

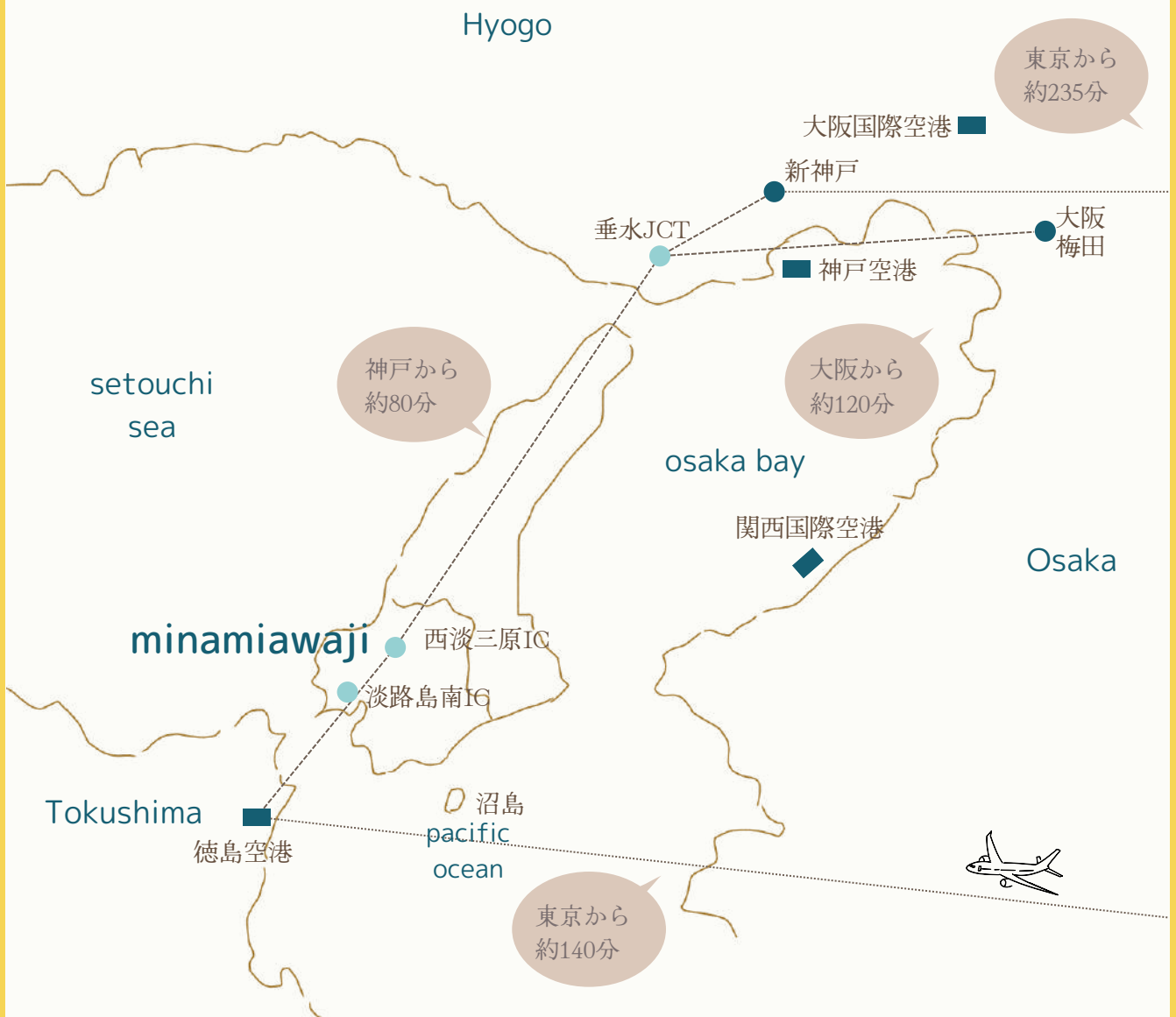
南あわじへの移住を考える人へメッセージ

田舎といえばスローライフを思い描く方もいらっしゃると思
いますが、自分はスローライフを求めていなかったの
で、忙しく働いている今の暮らしに満足しています。
また、移住の際には補助制度など活用される方もいっしょ
だと思いますが、自分の場合は商工会の方が手厚いサポ
ートをしてくださったのでスムーズに進めることができました。



【店舗情報】まるみ食堂
兵庫県南あわじ市阿那賀1473-1 1F
<https://pizzamarumi.com/about>

Italian



～車を利用の場合～

本州から

大阪から西淡三原ICまで約100分

神戸から西淡三原ICまで約65分

◇垂水JCT(神戸淡路鳴門自動車道) 経由
→明石海峡大橋→西淡三原IC出口または
淡路島南IC出口から各地へ

四国から

徳島空港から西淡三原ICまで約40分

◇神戸淡路鳴門自動車道→大鳴門橋→淡
路島南IC出口または西淡三原IC出口から
各地へ

南あわじ市役所総務企画部ふるさと創生課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
mail: furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp TEL: 0799-43-5205 FAX: 0799-43-5305

発行: 2025年7月



南あわじ市へは徳島空港からのオニオンバスのご利用が便利です。